

岩手県市町村総合事務組合規則第2号（令和4年4月7日公布）

市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(災害発生報告)</p> <p>第4条 市町村等の長は、職員について<u>公務又は通勤により生じた</u>と認められる災害が発生した場合には、非常勤職員公務（通勤）災害発生報告書により、速やかに管理者に報告しなければならない。負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</p>			<p>(災害発生報告)</p> <p>第4条 市町村等の長は、職員について<u>公務上の災害又は通勤による災害</u>と認められる災害が発生した場合には、非常勤職員公務（通勤）災害発生報告書により、速やかに管理者に報告しなければならない。負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</p>		
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第11条 条例第10条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>			<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第11条 条例第10条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、<u>同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u>又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>		
別表第2（第11条の3関係）			別表第2（第11条の3関係）		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額

改正前			改正後		
常時介護を要する状態	(1) (略) (2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が73,090円以下であるときに限る。）	(略) 月額73,090円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）	常時介護を要する状態	(1) (略) (2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が75,290円以下であるときに限る。）	(略) 月額75,290円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	(1) (略) (2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が36,500円以下であるときに限る。）	(略) 月額36,500円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）	随時介護を要する状態	(1) (略) (2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が37,600円以下であるときに限る。）	(略) 月額37,600円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第11条第2号及び別表第2の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 改正後の規則別表第2の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。